

月別売上高が分からない場合、年間売上高を用いて申請することもできます。

P11「協力金支給額フローチャート」【2】の場合（売上高方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

いずれかに○をつけてください。（令和2年2月29日が含まれる場合は366日）

令和2年又は令和元年の年間売上高計 ① 円	÷	365日 366日	=	令和2年又は令和元年の1日当たり売上単価 ② 円	※ p11「協力金支給額フローチャート」の①～③にあてはめてください。
②で算出された売上単価	× 0.4 =	千円未満切上げ前の支給単価 ③ 円	千円未満切上	1日当たり支給単価 ③ 円	
1日当たり支給単価 ③ 円	×	8/2～8/19の時短協力日数 ④ 日	=	当該店舗の支給額 ⑤ 円	※最大10万円

※様式1-1に記載の日数

上記内容で申請します。

P11「協力金支給額フローチャート」【3】の場合（売上高減少額方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

令和2年又は令和元年の年間売上高計 ① 円	÷	365日 366日	=	令和2年又は令和元年の1日当たり売上高 ② 円
令和3年8月の売上高計 ③ 円	÷	31日	=	令和3年8月の1日当たり売上高 ④ 円
令和2年又は令和元年の1日当たり売上高 ② 円	-	令和3年8月の1日当たり売上高 ④ 円	=	1日当たり売上高減少額 ⑤ 円
1日当たり売上高減少額 ⑤ 円	×	0.4 =	千円未満切上げ前の支給単価 ⑥ 円	千円未満切上 1日当たり支給単価 ⑦ 円
1日当たり売上高減少額 ⑤ 円	×	0.4 =	⑥ 円	
1日当たり支給単価 ⑦ 円	×	8/2～8/19の時短協力日数 ⑧ 日	=	当該店舗の支給額 ⑨ 円

※様式1-1に記載の日数

※ p11「協力金支給額フローチャート」の飲食部門における1日当たりの売上高減少額が25万円を超えるか確認してください。

※最大20万円

上記内容で申請します。